

基本をマスター！

NPO会計講座 Q&A

みなさん、こんにちは、日もだんだん短くなり秋の足音が聞こえてくるようです。今年の夏はとても暑かったですね。夏の間、忙しく会計処理も後手後手になっているのではないのでしょうか？今回は以前会計セミナーを行った時に受講生の方から受けた質問をあげてみました。参考にしてみてください。

会計というと、みなさん、難しいとお思いになるかもしれませんが、会計を知るということは、会社・組織を知るということです。自分達の団体が今どのような状態に置かれているのか、といった分析、把握なくして、今後とるべき道は見えてきません。

(株)増山会計 NPO担当 三宅 邦之 (mail:kunitiny@ma4.justnet.ne.jp)

Q

青色申告制度について教えてください

A

青色申告、白色申告という言葉を目にする機会が多くなっています。これは法人税の申告書の色で青であったり、白であったりすることから、こう呼ばれています。青色申告で税務申告を行う場合には、下記のような各種の特典が与えられます。ただし、原則として複式簿記で記帳、仕訳帳、総勘定元帳など必要な書類を備え付けなければなりません。また、所轄の税務署に「青色申告の承認申請書」を提出し承認されていることも前提となっています。

(適用要件)

- ・ (1) 法定の帳簿書類を備え付けて取引を記帳し、かつ保存する。
- ・ 複式簿記の原則に従い、正しく記帳し決算を行う。
- ・ 仕訳帳、総勘定元帳を備え付ける。
- ・ 帳簿にすべての取引にかかわる一定の事項を記載
- ・ 貸借対照表・損益計算書、棚卸表の作成
- ・ (2) 「青色申告の承認申請書」を提出して、承認を得る

・ 提出期限

通常の期……事業年度開始日の前日

設立第一期……設立後3ヶ月を経過した日と事業年度終了の日のいずれか早い日の前日

(特典)

- ・ 欠損金の5年間の繰越控除
- ・ 特別償却または割増償却
- ・ 準備金の損金算入
- ・ 電子機器利用設備等の取得時の法人税額の特別控除
- ・ 更正通知への理由の付記
- ・ 帳簿書類に基づいての更正など

Q

設立第1期の青色申告の承認を受けた法人ですが、法人が作成する帳簿書類の保存すべき期間などの取扱いはどのようになっているのでしょうか？

A

青色申告の承認を受けている法人は、帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存しなければならないこととされており、その保存期間等については次のとおりとなっています。

仕訳帳・総勘定元帳・各種補助簿・法人の負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引に関して作成されたその他の帳簿：7年間

棚卸表・貸借対照表及び損益計算書・決算に関して作成されたその他の書類：7年間

取引に関して相手方から受け取った注文書・契約書・見積書その他これらに準ずる書類取引に関して自己が作成したの書類で写しのあるものはその写し……原則として5年間

Q

通勤交通費の非課税枠について教えてください

さい

通勤交通費は、通勤定期代の購入や自家用車通勤によるガソリン代、定期券などの現物購入による支給も含まれます。

ただし、これは支給される側の非課税枠が決められています。その枠を超えて支給した場合には、超えた金額について、税務上給与として取り扱われるため、所得税の対象となります。非課税限度額は以下の通りです。

(自動車や自転車を利用している)

・片道35km以上 …… 2万9000円（運賃相当額が2万9000円を超える場合にはその運賃相当額）、最高10万円まで。

・片道25km以上35km未満 …… 1万6,100円（運賃相当額が1万6,100円を超える場合にはその運賃相当額）、最高10万円まで。

・片道15km以上25km未満 …… 1万1,300円（運賃相当額が1万1,300円を超える場合にはその運賃相当額）、最高10万円まで。

・片道10km以上15km未満 …… 6,500円
 ・片道2km以上10km未満 …… 4,100円
 ・片道2km未満 …… 全額課税

（電車やバス等の交通機関の利用）

・通勤定期として現物支給 …… 合理的な運賃等の額、最高10万円

・通勤手当として支給 …… 合理的な運賃等の額、最高10万円

Q 消払払金とはどういうものですか？

A 出張などの際に、「仮払い」で旅費や宿泊代を前払いすることがよくあると思います。これは経理の実務としては、旅費交通費・交通費などの概算払いであり、実際の金額がはつきりした時に精算します。このように、現金などの支出があったにもかかわらず、相手勘定科目が確定していない場合、または相手勘定科目は確定しているが、内払いあるいは概算払いで金額が確定していない場合、一時的に処理しておく資産の勘定科目が「仮払金」です。精算した段階で実際にかかった金額が「費用」となり、「仮払金」は帳簿上は入金扱いになります。

Q 消長期借入金と短期借入金はどこで区別するのですか？

A 借入金は銀行、メンバーなどから金銭を借り入れた場合に用いる勘定科目です。決算日の翌日から1年内に返済予定のものを短期借入金、1年以上のものを長期借入金といいます。これは約束の期日に返済しなければならぬ義務が生じるので負債に属します。

Q 団体の創立記念パーティーの費用はどのように処理するのですか？

A 交際費等とは、得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、贈答その他これらに類する行為のために支出する費用であり、この事業に係る行為のある者等には、従業員も含まれますので、そのパーティーに従業員が参加したとしても、その費用が主として創立記念日等において供与される通常の飲食に要する費用に該当しない限り、その部分を交際費等から除外することは認められません。したがって、パーティーのために支出した費用の全額が交際費等となります。

Q テレホンカード・オレンジカード等に団体名等を印刷して交付しようと計画しています。その交付に要した費用は広告宣伝費として取り扱ってもよいのですか？

A 団体名や商品名などを印刷したオリジナルカードが、最近広く出回っていますが、これを制作して得意先等に贈答するために要する費用については、原則として交際費等として取り扱われます。しかし1枚当たりの単価が少額（印刷費別で概ね1,000円以下）

なカードを、広告宣伝的效果を意図してカレンダー、手帳、扇子、うちわ、手ぬぐい等と同じように得意先等に広く配布している場合には、その配布に要する費用は交際費等の範囲から除かれる「カレンダー、手帳等に類する物品を贈与するために通常要する費用」に該当するものとして取り扱って差し支えないものと思われま。

Q 税務調査とはどのようなことを行うのでしょうか？

A 法人税は、団体が自ら所得金額と納税額を計算し、申告することになっています。税務調査では、団体の申告が正しく行われているかを所轄税務署が確認します。通常は、3～5年おき程度に行われます。また、過去に修正申告をした場合などは、毎年来ることもあります。税務署の調査官は、主に決算書・総勘定元帳を基に、直近の決算年度を中心に調査をします。不明な場合は過去にさかのぼります。備え付けの帳簿書類、伝票、領収書、請求書などのチェック、事務所などにある原始記録との照合、棚卸資産、減価償却資産の実物確認、取引先など、調査の範囲は多岐にわたります。調査の結果、所得金額と納税額が申告額と異なるとされると、税務署は「更正」の手続きをします。無申告の場合には、税務署が税額などを確定します。これを「決定」といいます。税務署の調査結果に納得がいけば、修正申告をします。更正・決定について不服があれば、更正・決定の通知を受けた日から2ヶ月以内に限り、税務署長に異議申立ができます。いずれにしても、税務調査がある場合は税理士などの専門家に相談、依頼する方が、後々のことを考えると良いでしょう。